

品川区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業および  
特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施要綱

制定 平成27年11月 4日 区長決定 要綱第498号  
改正 令和元年10月 1日 区長決定 要綱第332号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）により確認を受けた特定教育・保育施設、特定地域型保育事業および特定子ども・子育て支援施設等（以下「施設等」という。）に対し、支援法および児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき実施する指導検査について、必要な事項を定める。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、支援法のほか児童福祉法、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）などの法令（以下「関係法令」という。）に照らし、設備および運営に関する基準等の適合状況および別に定める指導検査に係る基準・方針等（以下「基準等」という。）に対する実施状況などについて個別的に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、施設等の適正な運営およびサービスの質の確保ならびに利用者支援の向上を図り、もって区における児童福祉のより一層の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第3条 支援法および関係法令ならびに基準等（以下、「法令等」という。）を基本に、指導検査に関する通知およびこれまでの指導検査実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。

- 2 指導検査については、経営適正化の観点を踏まえて実施する。
- 3 指導検査が画一的、形式的に陥ることのないよう、問題の発生原因および是正策を明らかにし、施設等の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言および指導を行う。
- 4 法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠いているために、施設等の運営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。
- 5 指導検査の実施および指導検査結果の処理に当たっては、東京都（以下「都」という。）その他関係行政機関との情報交換を密にするなど十分な連携を図る。

(指導検査の対象)

第4条 指導検査の対象（以下「検査対象」という。）は次に掲げる施設等とする。

- (1) 支援法第31条に規定する確認を受けた特定教育・保育施設
- (2) 支援法第43条に規定する確認を受けた特定地域型保育事業
- (3) 支援法第58条の2に規定する確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等

#### (指導検査類型)

第5条 指導検査は、一般指導検査および特別指導検査に分けて実施する。

- 2 一般指導検査は、指導検査事項全体について、施設等の所在地において行う検査を行う。ただし、あらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。なお、一般指導検査において改善すべき事項が認められ、指導検査後に当該施設等の設置者または事業者（以下「設置者等」という。）から改善報告書などが提出された場合においては、書面によるほか必要に応じ、施設等の所在地で確認する検査を行うものとする。
- 3 特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の指導検査事項を定め重点的または改善が図られるまで継続的に行う検査で、特命により行う指導検査をいい、実地において行う。
  - (1) 設置者等または施設等が、法令等に違反し、またはその運営が著しく適正を欠くために、当該施設等の運営等に重大な支障を及ぼしているおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。
  - (2) 一般指導検査による改善の措置が認められないとき。
  - (3) 正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

#### (指導検査実施方針)

第6条 指導検査を重点的かつ効果的に行うため、児童福祉行政等の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度指導検査を開始する前に別に定める。

#### (指導検査計画)

- 第7条 実施時期および班編成等を含む検査計画は、毎年度指導検査を開始する時までに別に策定する。
- 2 施設等の運営等に問題が発生した場合、通報があった場合または第9条で定める施設等調査書および関係資料の確認の結果などによりそのおそれがあると認められる場合は、検査計画にかかわらず適宜指導検査を実施する。

#### (実施回数)

第8条 一般指導検査の実施回数については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特定教育・保育施設
  - ① 次のアおよびイのいずれも満たす施設等については、一般指導検査をおおむね1年に1回とする。
    - ア 設置者等の運営について支援法および関係法令、基準等、通知（施設等に係るも

のに限る。)に照らし、特に大きな問題が認められない。

イ 設置者等が経営する施設等の社会福祉事業などについて、施設基準および運営費や報酬の請求などに特に大きな問題が認められない。

② 前記、①のアおよびイに関して問題が認められない設置者等で、一般指導検査該当年度の前年度の財務諸表について、公認会計士法(昭和23年法律第103号)に基づき公認会計士または監査法人が行う外部監査を受けた場合は、その結果などに基づき設置者等の財務状況の透明性および適正性が確保されていると判断されるとき、または、当該設置者等において苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、次のアからウまでのいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めていると判断されるときは、一般指導検査をおおむね3年に1回とすることができる。

ア 福祉サービス第三者評価を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。ただし、一部の経営施設等のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、設置者等の全体の受審状況を勘案して判断する。なお、国際標準化機構が定めた製品・サービスの品質保証のための国際規格第9001号の認証取得施設を有する設置者等についても、これと同様に取り扱うことができる。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。(地域との交流が積極的に行われている。)

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組み、地域に定着している。

(2) 特定地域型保育事業

一般指導検査をおおむね1年に1回とする。

(3) 特定子ども・子育て支援施設等

特定子ども・子育て支援施設の運営基準等の遵守状況、集団指導の状況、区の実施体制等を勘案して決定する。

2 前項の規定にかかわらず、新設の設置者等が施設等を開設した年度またはその次年度の早期に当該施設等の実地検査を実施する。

(調査書等の提出)

第9条 設置者等へ第6条で定める実施方針などを踏まえ指導検査に必要な指導検査項目を掲げた「施設等調査書」(以下「調査書」という。)を作成・送付し、毎年度指定期限までに、調査書および関係資料の提出を求める。

(指導検査基準)

第10条 区は、指導検査項目、関係法令および評価事項等を集約した指導検査基準(以下「検査基準」という。)を別に定める。検査基準における評価区分は、以下に掲げる区分とする。

評価区分	指導形態	
A	助言指導	法令および通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令、区の基準および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
C	文書指摘	福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合および特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。

- 2 前項で定めるもののほか、特定教育・保育施設にあつては都が定める「保育所指導検査基準」を、特定子ども・子育て支援施設等にあつては都が定める「認可外保育施設指導監督基準」にも基づき指導検査を実施する。

（一般指導検査の実施）

- 第11条 区は、指導検査の実施通知を、原則として設置者等の代表者に対して、一般指導検査を実施する前に到達するよう送付する。
- 2 施設等の運営等に問題が発生した場合、通報または調査書および関係書類の確認の結果により、指導検査の必要があると認められる場合には、前項の規定による事前の実施通知を発出することなく、指導検査の開始時に文書を提示する等の方法により行う。
- 3 検査体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員2名以上で指導検査班を編成する。
- 4 検査員は、前条に定める検査基準に基づき、調査書などを基に、分担して検査を実施する。なお、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にあるものが相互の関係を調整する。
- 5 実地検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者等および施設長などに対して、実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。なお、係長級の職にある者が全般にわたる事項および担当検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合など状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 6 実地検査は、その効果を高めるために、必要に応じて、都その他関係行政機関職員または施設等に関係する者などに対し、検査への立会いを求め、または必要事項の調査および照会を行うことができる。

(一般指導検査後の取扱い)

- 第12条 検査員は、検査終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にした上で子ども未来部長へ報告する。
- 2 検査員は、指導検査結果を設置者等の代表者あてに文書で通知する。この場合、検査基準に定める「評価区分」に照らして文書指摘事項が認められるときは、問題点および改善方法などを具体的に通知する。
  - 3 指導検査をより効果的なものとするため、第1項の報告および前項の結果通知は、指導検査終了後、速やかに行う。
  - 4 指導検査結果の文書指摘事項について、設置者等に対し原則として30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。
  - 5 関係行政機関に対しては、必要に応じ、指導検査の結果を通知し、またはこれと協議を行うなど、連携を密にする。
  - 6 度重なる一般指導検査によっても、改善の措置が認められないときには、特別指導検査の実施対象とする。

(特別指導検査の実施)

- 第13条 検査通知は、一般指導検査に準じて事前に文書により行う。ただし、特別指導検査の目的と効果を勘案し、指導検査の開始時に文書を提示する、または検査員による口頭での通告により行うことができる。
- 2 特別指導検査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性や緊急性などの状況に応じ、改善が図られるまで継続的に実施する。
  - 3 検査終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者等および施設長などに対して検査結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うこともできる。
  - 4 検査には、その効果を高めるために、必要に応じて、都その他関係行政機関職員または施設等に関係する者などに対し、検査への立会いを求め、または必要事項の調査および照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

- 第14条 検査員は、指導検査結果について、設置者等の代表者に対し、理由を付して文書で通知する。
- 2 指導検査結果の文書指摘事項について、設置者等の代表者に対し原則として30日以内に改善状況報告書または改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続する。
  - 3 改善報告もしくは改善計画が期限内に提出されないときまたは前項の改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、もしくは改善を怠っていると認められるときは、法令の定めるところにより行政処分を行うための手続を進めることとする。
  - 4 利用者支援に重大な影響が及んでいるなど緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに法令に基づく処分の手続を進めることとする。

(指導検査結果の活用および公表)

第15条 指導検査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、運営支援所管課に提供する。

2 指導検査結果のうち文書指摘事項および改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合および品川区情報公開条例・個人情報保護条例の規定により非公開とされる場合を除き、広く区民が閲覧できるよう、公開に努める。

(都との連携)

第16条 特定教育・保育施設および特定子ども・子育て支援施設等の指導検査の実施に当たっては、都と必要な連携を行う。

2 前項の指導検査に関する情報については、都と区が相互に、必要な情報の交換を行う。

(都への報告)

第17条 必要に応じ、指導検査結果を都へ報告する。

(委 任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日より適用する。